

# 税の申告はお早めに 2月16日から3月15日まで

## ■ 所得税及び復興特別所得税の確定申告

「所得税及び復興特別所得税の確定申告」と「納税」は、2月16日(金)から3月15日(木)までです。ただし、税の還付を受ける申告書は、2月15日以前でも直接税務署へ提出することができます。

### ◎ 岐阜南税務署の確定申告会場

会場	開設期間	開設時間	その他
マーサ21 4階マーサホール (岐阜市正木中1丁目2番1号)	2月16日(金) ～3月15日(木)	午前9時～午後5時 (受付時間 午後4時まで)	会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。開設期間中、岐阜南税務署では作成済みの申告書の提出はできませんが、確定申告相談会場は設けておりません。
	※土、日曜日は開設していませんが、2月18日(日)、2月25日(日)の2日間に限り開設します。		
各務原市産業文化センター あすかホール (各務原市那加桜町2丁目186番地)	2月16日(金) ～28日(水) ※土・日曜日は除く	午前9時30分 ～午後3時	

### ◀ 岐阜南税務署電話相談窓口のお知らせ ▶

#### ○ 電話相談センターの利用案内

国税に関するご相談は、岐阜南税務署(☎271-7111)へお電話ください。自動音声案内より「0」を選択すると電話相談センターへつながります。  
(受付時間 午前8時30分～午後5時、土日祝日を除く。)

### ◎ 税理士による無料税務相談

会場	開設期間	開設時間	その他
各務原市産業文化センター あすかホール (各務原市那加桜町2丁目186番地) 岐阜南税務署(☎271-7111)	2月16日(金) ～28日(水) ※土・日曜日は除く	午前9時30分 ～午後3時 (正午から午後1時を除く)	譲渡所得、山林所得、贈与税の申告相談は行いません。
岐阜産業会館5階 (岐阜市六条南2丁目11番1号) 名古屋税理士会岐阜南支部 (☎274-0658)	2月16日(金) ～3月9日(金)の 毎週月・水・金曜日	午後1時～4時	確定申告に関する相談はできますが、申告書の作成、提出はできません。
アピタ岐阜店 2階特設会場 (岐阜市加納神明町6丁目1番地) 名古屋税理士会岐阜南支部 (☎274-0658)	2月3日(土)	午前9時30分 ～午後3時30分 (正午から午後1時を除く)	
笠松町商工会 (笠松町春日町15番地の1) ☎388-2566	2月8日(木)	午前9時～午後4時 (正午から午後1時を除く)	消費税転嫁と軽減税率制度導入に係る諸課題の相談を行います。 次の確定申告は受付できません。 ・年金所得 ・譲渡所得(少額の総合譲渡所得を除く) ・前年分所得金額(専従者控除前または青色特別控除前)が400万円を超える方
	3月1日(木)～14日(水) ※土・日曜日は除く	午前10時～午後4時 (正午から午後1時を除く)	

### ◎ 自宅のパソコンで確定申告書の作成ができます。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、インターネットを利用したe-TAX(電子申告)での提出や、申告書を印刷して郵送などによる提出もできます。どの申告会場も大変混み合いますのでぜひご利用ください。

### ◎ 公的年金等に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は確定申告をする必要はありません。ただし、平成27年分以後、外国政府などから支給を受ける公的年金など、源泉徴収制度の対象とならない公的年金等の支給を受ける方は確定申告しなければなりません。

なお、確定申告により税の還付を受ける方は申告することができます。

## ■ ふるさと納税された方へ

ワンストップ特例制度を申請された方で、確定申告や町県民税の申告をされる方、または5か所を超える市町村にワンストップ特例申請を行った方は、ふるさと納税ワンストップ特例は適用されません。

確定申告や町県民税の申告をされる場合は、必ず寄附金控除(ふるさと納税控除)も申告してください。